

〈論文〉

地域資料館におけるデジタルアーカイブの導入と課題

—八潮市立資料館を中心に—

柴田 愛

要約

近年、公文書館・博物館・図書館等が所蔵する多くの知的財産を国民や市民へ積極的に還元する目的で、「デジタルアーカイブ」の必要性が唱えられている。筆者が勤務する八潮市立資料館においても、令和3年(2021)3月1日より同システムの運用が開始された。本システムの導入は、館所蔵の多種多様な資料を活用面や保存面などの様々なニーズに対応できる良い機会となった。しかし、公開に至るまでには目録表記の不統一や一般市民に解読困難な資料の提供方法などの課題も生じた。そこで本稿では、地域資料館等において今後広くデジタルアーカイブが導入され、より公開が促進されるために、八潮市立資料館の事例を中心に同システム導入の課題と展望を考察してみた。

キーワード

デジタルアーカイブ データベース 公文書館 博物館 地域資料館

はじめに

近年、公文書館・博物館・図書館等が所蔵する多くの知的財産を国民や市民へ積極的に還元する目的で、デジタルアーカイブの必要性が唱えられている。平成24年(2012)には総務省より「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」¹⁾が公表されたことでデジタルアーカイブに対する意識は高まり、そして令和2年(2020)より新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっている昨今ではよりその動きが加速している。しかし、国や都道府県等の各施設ではデジタルアーカイブの導入が進められているが、中小規模の自治体²⁾に属する地域資料館等においては遅れが生じているのが現状である。

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会が平成29年(2017)から令和2年(2020)までの3年間における日本のデジタルアーカイブ推進状況を報告した「我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて」³⁾にも、そのことは言及されている。同報告書では地方自治体に対して行ったデジタルアーカイブ推進状況調査の結果を元にして、地方のデジタルアーカイブが推進されていないことを指摘した。またその理由として、予算が付かないこと・人員が不足していること・構築する技術がないことという3点が挙げられている。特に後者2点の対応策として、「地域アーカイブを推進するた

しばた めぐみ：淑徳大学 人文学部 兼任講師

めの基盤となる人材の育成」や「地域住民も当事者として参加する環境づくり」⁴⁾等を取り上げており、いずれも地方自治体においてデジタルアーカイブが推進されるための重要な視点であると考えられる。

本稿では同報告書の対応策に加えて、地方自治体のうち中小規模の自治体に属している地域資料館がデジタルアーカイブを導入するにあたり、実際にどのような準備が必要となるのか、またその中でどのような課題が生じ、改善したのかという実務上の側面について検討してみたい。このように実務面を検討することで、地域資料館にとってデジタルアーカイブの導入がより具体的なものとして認識されるのではないかと考えている。本稿では「八潮市立資料館デジタルアーカイブ」⁵⁾を導入した経験を元に、将来的にデジタルアーカイブ⁶⁾の導入を予定している地域資料館等へその展望を考察してみたい。

1. デジタルアーカイブの概要

1.1 地域資料館の目的とデジタルアーカイブ

本稿で用いる「地域資料館」について説明したい。名称は異なるが、遠藤忠氏は「地域文書館」は単なる「市町村の史料保存施設」ではなく、「地域の歴史的発展と現況を観察し、地域史料の収集・整理・保存と利用、地域研究が図れる地域史料センター的性格を有する機能をもった施設」⁷⁾としている。この定義は本稿で扱う「地域資料館」の重要な軸となるものである。本稿ではこの定義に、自治体の規模を八潮市と同程度の中小自治体に範囲を限定すること、公文書館のみではなく博物館施設等も含めることを追加し、「地域資料館」という名称を用いることにしたい。

1.1.1 地域資料館の目指すべき姿

本稿における地域資料館が目指すべき姿としては、一般市民の「暮らしている地域の歴史を知りたい」という求めにいかに応じることができるかという点にあると考える。八潮市立資料館では「川の歴史を知りたい」という抽象的なものから、「〇〇年に行われた〇〇という事業について知りたい」という具体的なものまで様々なレファレンスがある。内容や具体性は異なるが、レファレンスで訪れた来館者から「資料館ならわかるかもしれない」「資料館なら資料があるかもしれないと思って来館した」という言葉を耳にすることが多い。八潮市立資料館が過去から現在につながる資料を所有しているという認識が一般市民にあるからこそ、このような言葉が来館者から聞かれるのではないだろうか。実際にそのような資料を所有し閲覧可能な施設として、最大限その求めに応じる必要があるのではないかと考え、上記のような地域資料館が目指すべき姿を設定した。

加えて公文書館機能のある地域資料館としては、いかに目的の資料にアクセスしやすいかという点も重要となる。この点を達成するためには、職員のみ把握できれば良いということではなく一般市民が見てわかるような目録の作成を行ったうえで、効率良く目的の資料にアクセスできるデータベースや検索システムの構築が必要である。以上を踏まえ、一般市民の求めには「目的の資料へのアクセスのしやすさ」も含まれていることを考慮したい。

1.1.2 地域資料館におけるデジタルアーカイブの導入事例

地域資料館がデジタルアーカイブを導入する際には、前項の目指すべき姿に基づいた方針も検討する必要があると思われる。そこでそれらをデジタルアーカイブに反映させ、その理想形を示している埼玉県久喜市および埼玉県宮代町のデジタルアーカイブを事例として取り上げてみたい。

「久喜市デジタルアーカイブ」⁸⁾

「久喜市デジタルアーカイブ」は、令和3年(2021)3月1日より配信を開始している。久喜市立図書館の指定管理者が中心となり、久喜市立郷土資料館が協力する形で公開を進めているデジタルアーカイブである。現状では栗橋地区に関わる市指定文化財「島田家文書」が公開されており(図1)、今後は久喜市4地区(久喜・菖蒲・栗橋・鷲宮)に関わる資料を順次公開していくということである。

立ち上げに際しては、「中小規模の自治体としてどのような資料を、どのような方法で公開すべきか」という議論がなされ、単に資料の目録や画像を公開するのではなく、解説文をつけるなど一般市民へのわかりやすさを意識して公開すべきという結論に至ったという。

この方針に基づき、「久喜市デジタルアーカイブ」は解説ページを充実させている。解説ページは久喜市立郷土資料館で過去に行われた特別展の資料解説・図録等を再利用し、デジタルアーカイブ用に新たに組み立てて掲載している。また、解説ページに掲載されている資料から目録情報及び画像へリンクすることも可能である。このように同市デジタルアーカイブは研究成果を広く公開しており、その成果を効率的に市民へ還元可能な体制が採られているシステムと言えるだろう。

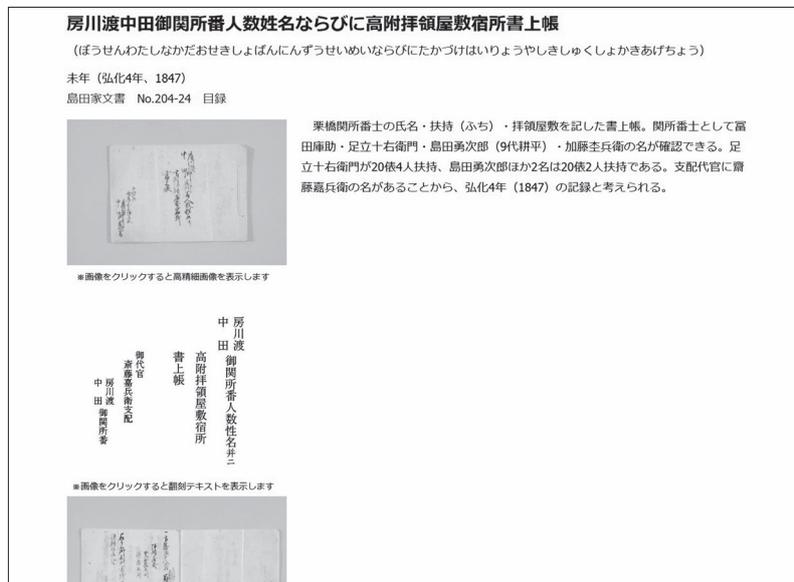


図1 「久喜市デジタルアーカイブ」⁹⁾内「島田家文書を紐解く」
(令和4年9月12日時点)

「宮代町デジタル郷土資料」¹⁰⁾

「宮代町デジタル郷土資料」は、平成29年(2017)1月23日より宮代町立図書館のデジタルサービス充実のため、宮代町郷土資料館が協力して同町の資料公開を進めているデジタルアーカイブである。宮代町では、宮代町郷土資料館の所蔵資料、同町の歴史を語る上で重要な資料をピックアップして公開している。

公開対象資料は、絵図や地図などの大型で展示がづらい資料、通常は収蔵庫に保管されていて公開の機会が少ない資料、文化財指定されている資料など、通常は見られないものを主とし、より町民が町史に興味をもってもらえるよう工夫しているという。とりわけ文化財指定された縄文土器や円空仏などは3D画像で公開されており、360度様々な角度から簡単に見ることができる。(図2)同町のデジタルアーカイブは、既存のシステムを最大限に活用しながら、一般市民への資料の見せ方に重きをおいてい

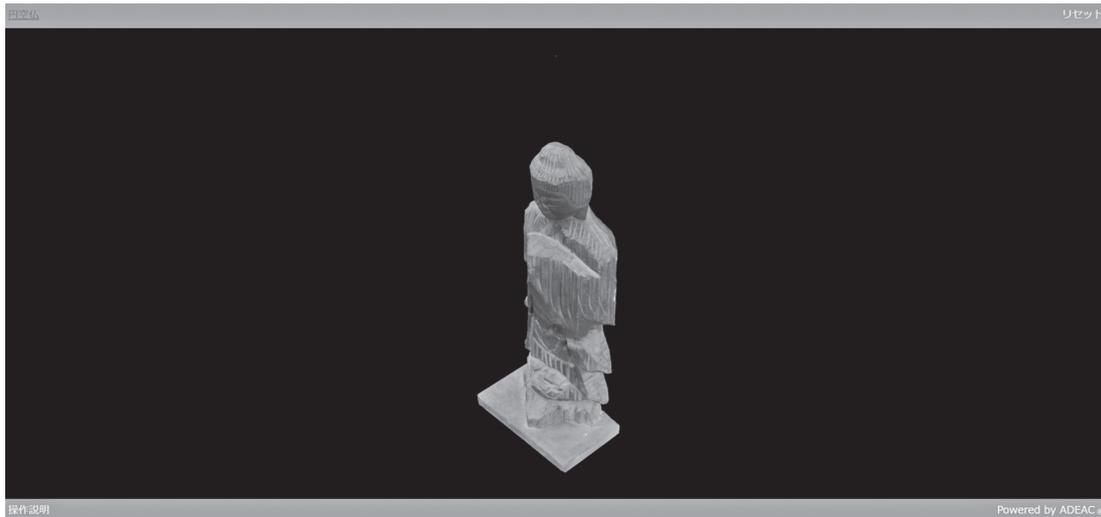


図2 「宮代町デジタル郷土資料」¹¹⁾「円空仏」3D画像 (令和4年9月12日時点)

るように思われる。

また近年の学校の授業のICT化に伴い、児童・生徒にタブレットが配布されたことから、宮代町郷土資料館では教育現場でデジタルアーカイブを活用できるよう模索しているという。

以上、地域資料館におけるデジタルアーカイブの事例をまとめると、久喜市は、デジタルアーカイブで公開している資料の解説ページを充実させ、市民へのわかりやすさ・資料へのリンクのしやすさを重視していた。また宮代町は、全面を展示しづらい大型資料や通常時には見ることのできない指定文化財などを公開し、デジタルアーカイブの有する高精細な画像を画面上で見ることができるという特徴を十分に活かして資料の選定を行っていた。このようにデジタルアーカイブで公開する資料やその見せ方は異なるが、両者ともそれぞれの研究成果を還元し、一般市民への利用のしやすさ、理解のしやすさを考慮したシステムの構築がなされていると言えるだろう。

1.2 八潮市立資料館が目指すデジタルアーカイブ

八潮市立資料館においても、久喜市や宮代町のように研究成果の還元、一般市民への利用のしやすさ、理解のしやすさを考慮したデジタルアーカイブの構築をしていく必要があった。地域の歴史や資料を広く周知できるデジタルアーカイブの特徴を活かしつつ、久喜市・宮代町と同様に一般市民が受け入れやすいように内容を工夫することで、より幅広い層へ興味を引くことができる。教育目的が主眼となる博物館施設にとって重要な視点である。

4

しかし、八潮市立資料館は公文書館、博物館、文化財センターの機能を有する複合施設であることから、公文書館としての機能も併せてデジタルアーカイブに取り入れていかなければならない。よって「1.1.1 地域資料館の目指すべき姿」で公文書館の側面として記載した「目的の資料へのアクセスのしやすさ」も考慮していく必要があり、デジタルアーカイブにおいては、幅広い層に対して地域の歴史や文化に興味をもってもらうコンテンツだけでなく、一般市民が目的の資料へアクセスできるような検索システム、ならびに利用者が利用しやすい目録の作成にも重きをおかなくてはならなかった。

以上のような八潮市立資料館が目指すデジタルアーカイブを元に、次章以降では実際の導入経緯や導入時に伴った課題等を述べてみたい。

2. 「八潮市立資料館デジタルアーカイブ」の導入経緯と課題

2.1 所蔵資料の特徴と導入方針

前章でも多少触れているが八潮市立資料館は博物館としての機能のほか、「地域資料の収集、整理、保存と活用を図るため、地域文書館及び文化財センター的性格」¹²⁾を併せもつ複合施設として、平成元年(1989)11月23日に開館した。設立のきっかけとなったのは昭和51年(1976)より開始された市史編纂事業で、その際に収集した資料群を良好な環境で保存し、事業終了後に市民の活用に応ずる必要性からその構想が進められた。¹³⁾構想時の設置目的については、「八潮市立資料館基本構想」¹⁴⁾において以下のように記載されている。

八潮地方の資料を収集、整理、保存及び調査研究し、八潮市の文化向上と文化遺産の保存を図るために、八潮市立資料館を設置し、資料館所蔵の諸資料を市民一般の活用に応ずるため、八潮の歴史と文化の発展に対する理解を深め、市民の愛郷心の育成に資することを目的とする。

構想時から「資料館所蔵の諸資料を市民一般の活用に応ずる」ことが明文化され、一般市民の利活用に主軸をおいた方針が示されている。またその機能についても同構想で次のように記されている。

- 八潮市民が諸資料の観察と活用を図り、地域の歴史、文化が形成されてきた過程が理解でき、文化を創造していく資料館とする。
- 地域の考古、歴史、民俗等の資料、行政文書、地域文献を収集、整理、保管し、市民の文化遺産の保存が図れる資料館とする。
- 地域文化の向上を図るため、講演、講座、見学会等の事業、編纂物の刊行、調査、研究を行う資料館とする。

上記構想に基づき八潮市立資料館は博物館、公文書館、文化財センターそれぞれに関わる資料を保管し、公文書館や博物館等の機能を有している。この構想が基本となり現在所蔵資料には、歴史公文書として明治～昭和の大合併前後にかけて作成され市史編纂事業時に収集した旧役場文書¹⁵⁾約7000簿冊、そして保存期間が満了し本庁舎から毎年移管される公文書がある。さらに市内の旧名主家等から寄贈・寄託された古文書が約12,000点、その他マイクロフィルム、写真、民具、美術工芸品、考古資料、図書刊行物等が収められている。

資料の閲覧に関しては、指定文書¹⁶⁾以外の歴史公文書、古文書、マイクロフィルムは利用者が請求することで閲覧が可能である。しかし一般利用者が諸資料の閲覧申請を行う際には、職員用のデータベースを用いて職員自身が検索するか、もしくは刊行された紙の目録の中から利用者自身で探すこととなり、双方にとって手間がかかり迅速な対応ができない状態にあった。

職員用のデータベースとは以前職員がAccessで作成したデータベースで、デジタルアーカイブ導入以前は新たに収集した歴史公文書や旧役場文書の簿冊・件名、寄贈・寄託・返却された古文書、各館から送付される刊行物などの資料情報を目録化し、随時このデータベースに登録していた。ここには民具・歴史資料、公文書(簿冊・件名)、写真、図書、絵図、諸家文書、美術工芸品といった各種データベースがあり、それぞれキーワード検索が可能な機能を有し、職員は資料の出納や企画展の準備等において使用していた。このデータベースを一般利用者用としてそのまま利用できなかったのは、歴史公文書の公

開・非公開などの基準が曖昧で、データベース登録の際に適切な審査ができていなかったこと、今後の企画展で借用する可能性があることからすでに所蔵者へ返却された古文書も掲載していたこと等が理由として挙げられる。このような体制が長く続いていたことから、一般利用者が利用しやすく簡単に資料へたどり着けるシステムの構築が当面の大きな課題となっていた。

また八潮市立資料館ではWEBサイト「れきナビーやしお歴史事典」¹⁷⁾(以下、「れきナビ」とする)を運営しており、同サイトを通して八潮市の歴史や文化を広く市内外へ情報発信している。しかし、「れきナビ」は博物館的な役割が主となるため、資料の閲覧よりその解説に特化している。所蔵資料の閲覧利用については館内のみでの対応としており、利用拡大が進まない状況にあった。そこで「れきナビ」をポータルサイトとしてデジタル化技術を活用した資料公開システムを追加し、地域資料館として所蔵資料の利用促進を図るべく、デジタルアーカイブの検討が進められることになる。

2.2 導入の経緯と準備

八潮市立資料館では、一般利用者用の資料検索システムを有しておらず外部の利用が困難であったこと、また以前から進めてきた旧役場文書約7000簿冊の件名目録作成作業が大きく進んでいたことを鑑みて、平成30年度より徐々にデジタルアーカイブ導入の検討が始まった。この時点では、他館のデジタルアーカイブシステムの特徴を調べたり、システムを提供する業者から説明を受けたりと、館としてデジタルアーカイブにどのような資料をどのような形で公開すべきか、というところから検討が始められた。

他館の事例等を参考にしながら館の状況に合ったシステム構築の検討がなされたが、導入に際しては早急に対応するのではなく十分な準備を経たうえで実施すべきであるとの声があり、同システム導入には慎重な姿勢であった。しかし、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い外出自粛が推奨されたことで、八潮市立資料館でも実際に来館せずとも所蔵資料を閲覧できる体制作りが求められるようになった。これが契機となり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、デジタルアーカイブシステムの導入に向けた本格的な準備を進める運びとなった。交付金を用いた導入が決定したのは令和2年(2020)7月で、配信開始日は年度内の令和3年(2021)3月1日に設定した。導入決定時点で配信開始まで約8か月、プロポーザルを経て委託業者が決定してからは約6か月という短期間で準備を進めることとなった。本来は時間をかけて取り組むところを、短い期間での準備・導入となってしまったため、通常の導入と比べ不足している部分はあるかもしれないが、この期間内に実際に行ったことを説明したい。

導入に際しては、既存のシステムであった職員用データベースを一部踏襲し、公文書館機能を有する施設として資料公開・閲覧を重視すべくキーワード検索の可能なシステムの構築を目指した。そのために行った準備として、①公開するデータベースの選定および公開資料の選定、②各データベースにおけるメタデータ項目の作成、③所在確認および目録の再審査、④職員用データベースからデジタルアーカイブ用データベースに置き換える作業、⑤資料画像として利用するマイクロフィルムのデジタル化、⑥写真資料のスキャン、⑦検索画面の構成・デザイン、⑧利用ガイドの作成、⑨広報等が挙げられる。以上の準備作業について、簡単ではあるが紹介してみたい。

① 公開するデータベースの選定及び公開資料の選定

公開するデータベースについては目録がある程度整っており、かつ利用頻度の高いであろう公文書(簿冊・件名各1データベース)、古文書、写真(現在は「写真・メディア」)の4データベースを公開することが決定した。ただし、すべての資料を公開するのではなく、市史等の刊行物に掲載されているような利用頻度の高い資料から順次公開することとした。

② 各データベースにおけるメタデータ項目の作成

基本的には職員用データベースの項目を踏襲したが、デジタルアーカイブへの公開を意識して閲覧制限、制限理由等の項目が新たに付け加えられた。例として、資料館の公文書(簿冊)目録項目の変更を表1のとおりまとめた。

新項目欄のうち色がついていない項目は、目録には表記されていても、一般利用者が検索する際には見ることが出来ない項目となる。表1を元に、新しく追加した項目や記載方法を変更した項目について一部説明したい。

まず「ID」については、旧項目では目録作成順に自動的に振られていたものに対し、新項目では資料の種類や資料番号に対応するよう振り直している。

「市史」「目録」は、該当する資料が、『八潮市史』の史料編や『八潮市行政文書目録』に掲載されている際に用いる項目で、その情報を記載し、デジタルアーカイブから刊行物へ当たることができるようにした。

さらに新たに設けた項目として「閲覧制限」、「制限区分」、「制限理由」がある。閲覧制限は「公開」「非公開」「一部非公開」「要審査」があり、それぞれ「制限区分」を元に判断している¹⁸⁾。閲覧制限を「非公開」「一部非公開」とした場合には、「八潮市立資料館指定文書に関する規程」第二条¹⁹⁾に基づいた制限理由を入れ、該当文書がなぜ閲覧の制限がなされるのか一目でわかるようにした。

③ 所在確認および目録の再審査

公開する資料を実際に確認し、職員用データベースの目録と照合して再審査を行った。公開・非公開等の判断がしづらいものは取りまとめの職員3名の決裁ラインを通して判断を行い、現在も同様の方法をとっている。

④ 職員用データベースからデジタルアーカイブ用データベースに置き換える作業

目録の明らかな誤りはこの時点で修正し、新しくデジタルアーカイブ用のデータベースを作成した。

⑤ 資料画像として利用するマイクロフィルムのデジタル化

資料画像も併せて表示させることから、公文書・古文書に関してはマイクロフィルムをデジタル化して公開することとした。八潮市立資料館が所有するマイクロフィルムは市史編纂室の頃より公文書や古文書の情報保存を図ってきたものであり、収録された文書は重要文書かつ利用頻度の高いものを中心となる。今回のデジタルアーカイブシステム導入に際しては利用頻度の高いものから随時公開していくという方針としたため、その多くが収められたマイクロフィルムを先行してデジタル化が行われた。

表1 公文書(簿冊)目録新旧対照表

旧項目	新項目
ID	ID
	資料番号順
文書番号	資料番号
簿冊表題	資料名
出所	出所
宛所	
年号	
年	年(和暦)
	年(西暦)
月	月
日	日
	年月日順
	年月日
形態	形態
縦(寸法)	
横(寸法)	
MF番号	マイクロフィルム番号
MF撮影年月日	マイクロフィルム撮影年月日
コマ数	
製本番号	複製本番号
備考	備考
	市史
	目録
	分類項目
	分類小項目
	閲覧制限
	制限区分
	制限理由
	利用協議年度
	データ公開
	アクセス制限
所在	配架場所
	箱番号
	ファイル色
	収集経緯
	移管年度(和暦)
	移管年度(西暦)
	保存期間
	旧箱番号
	画像デジタル化年度
	画像デジタル化箇所
	件名目録作業
	審査作業
	更新日
	件名有無
	詳細画面のURL



図3 「八潮市立資料館デジタルアーカイブ」トップ画面(令和4年9月12日時点)

⑥ 写真資料のスキャン

写真データベースに紐づける画像は、写真のスキャンを行った。

⑦ 検索画面の構成・デザイン

業者提案で画面の色の設定や、ヘッダーのデザイン、横断検索画面・各データベースの個別検索画面に表示する画像の掲載、各種バナーの設定が可能であったため、八潮市立資料館のテーマとなる「水と生活」をイメージしたデザインとした。

⑧ 利用ガイドの作成

デジタルアーカイブの操作方法や各種データベースの解説などを取り入れた「利用ガイド」を作成し、デジタルアーカイブ上にPDFで掲載した。現在は、操作方法と各種データベースの解説を分けたガイドを作成し、掲載している。

⑨ 広報

デジタルアーカイブの配信開始について、市の広報紙への掲載、市内メールでの周知、「れきナビ」での紹介とリンク、報道発表等を行った。

以上のような流れで、デジタルアーカイブ導入に向けた準備を行ってきたが、そのうえで課題が生じることもあった。次節では、実際に直面した課題とその改善策について述べていきたい。

8

2.3 導入における課題と改善策

ここでは直面した課題として、八潮市立資料館が目指しているデジタルアーカイブと密接に関わるものである①目録表記の不統一、②一般市民に解読困難な資料の提供方法を中心に述べていきたい。

まず①目録表記の不統一であるが、前節にも記載したとおり八潮市立資料館ではデジタルアーカイブを導入する以前に、職員用データベースを主として資料の検索を行っていた。ここには歴史公文書や古文書、図書刊行物などの情報を随時反映しており、この更新作業は基本的には公文書・古文書・図書整理担当の非常勤職員が担当していた。非常勤職員は就職等により数年単位で入れ替わり、さらにこれまで目録作成マニュアルを設けていなかったことから、目録を作成する職員によってその表記が異なると

ということが問題視されていた。また、目録表記の不統一で苦心していたが、職員のみが使用するデータベースということもあり対応を先延ばしにしてきたところもあった。しかし、デジタルアーカイブでの公開にあたり、職員用データベースをそのまま踏襲してしまえば、一般市民がデジタルアーカイブで検索した際に、検索の網にかかる資料とかからない資料が出てきてしまう可能性があった。これでは、目的の資料へ効率的にアクセスできるという館が目指すデジタルアーカイブと相反するものとなる。そこで、八潮市立資料館ではデジタルアーカイブ導入の際に、各職員が所属する資料調査会等のマニュアルを参考にし、その後の公開を意識した項目を含めた「八潮市立資料館資料目録マニュアル」を作成した。基本的にはこのマニュアルに基づいて目録の作成および見直しを行う方針をとっている。

マニュアルについては対応できない点があればその都度改変しているが、ここでは、マニュアルに即した目録の作成とデジタルアーカイブでの検索のしやすさに関わる事例を一部紹介したい。

【年月日(表示用)】²⁰⁾

- 年代を入力する際は、漢数字は算用数字に改める。
- 「元文2」のように、和暦で表記する。
- 年代は「元文2」のように入力し、「元文 2」のようにスペースを挿入しない。
- 推定の年代は「(元文2)」と表記する。
- 詳細な年代が特定できない場合には、「(近世)」「(明治期)」「(近代)」「(近現代)」などと推定して示すが、時代を推定することもできない場合は「(未詳)」と表記する。
- 「閏」「正月」等はそのまゝ入力する。
- 「吉日」の場合は入力しない。
- 「第n月」の「第」は入力しない。
- 「〇〇年度」の場合は「〇〇年(西暦)頃」とし、年月日コードはその年の最後にくるようにする(昭和14年度の場合「昭和14年(1939)頃」、年月日順は「19399999」などとする)。
- 干支のみが記載されている文書で年が推定可能な場合は、「(明治5年(1872))壬申11月」のように入力する。

【年月日順】²¹⁾

- (大正期)などはその年号の最終年を入力する。
※(近世)は「1867」。(近代)は「1945」。(近現代)=近代or現代は「9998」。(未詳)=時代不明は「9999」。
- 月日が不明な場合は「99」と入力する。

以上は、デジタルアーカイブの利用者が年月日で検索することを意識してマニュアルに掲載されている項目である。過去に作成された目録を確認すると、「年代を入力する際は、漢数字は算用数字に改める。」や「年代は「元文2」のように入力し、「元文 2」のようにスペースを挿入しない。」という規則に当てはまらない目録が散見される。このような場合、年代で検索してもはじかれてしまい、検索結果にも反映されない。

利用者がデジタルアーカイブで目的の資料へアクセスできるようにするためには、データベースに登録されている資料が最大限検索結果として表示される必要があり、その根底として検索しやすく、表記を統一した目録の作成が重要となった。

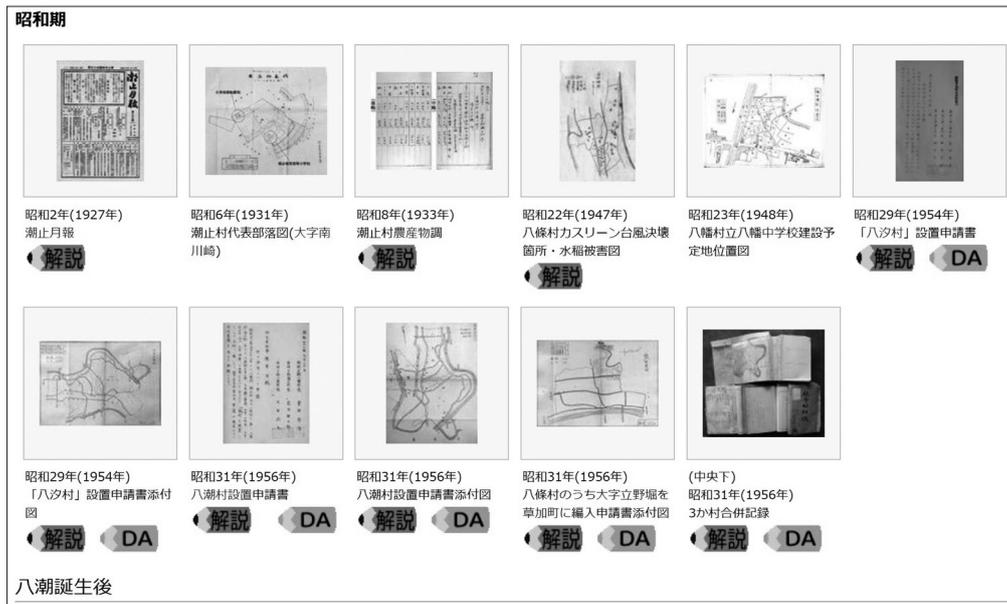


図4 「れきナビーやしお歴史事典」より (令和4年9月12日時点)
資料ごとに解説ページとデジタルアーカイブへリンクを表示させている。

次に②の一般市民に解読困難な資料の提供方法であるが、主にくずし字で書かれた古文書や公文書の一部がこれに該当する。これらの資料は一般市民には読みづらく、どのような内容が記載されているのか理解することが困難である。しかし、多くの資料をデジタルアーカイブで公開している場合、データベース一つ一つに具体的な資料内容を掲載していれば、公開するまでに膨大な時間がかかってしまう。加えて目録情報も煩雑になってしまうことから、デジタルアーカイブで公開している資料の翻刻や解説を紹介する他コンテンツとの連携も視野に入れなくてはならなかった。これは運営するデジタルアーカイブのシステムや環境にもよるが、久喜市のようにデジタルアーカイブの中にそのコンテンツを設ける場合と、八潮市立資料館のように別サイトとして位置づけられる場合がある。八潮市立資料館はすでに「れきナビ」が市の歴史・文化を周知するためのサイトとして機能していたため、これを別サイトとして位置づけた。

また、デジタルアーカイブで公開されている資料に対して一般市民が広く興味を持つことができるように、「れきナビ」にデジタルアーカイブの資料詳細画面へリンクできるバナーを貼り付けている。(図4) 広く市内の歴史や文化を知りたいという市民に向け、「れきナビ」からデジタルアーカイブへという利用者の導線も確保した。これにより資料の概要を理解した上で、さらに踏み込んでデジタルアーカイブでその資料の全体を確認することができるようになった。

10

第一章で事例として取り上げた、公開している資料の解説ページを充実させた久喜市や、デジタルアーカイブの特徴を存分に活かして資料の見せ方を追求した宮代町がそれぞれの研究成果を還元し、一般市民への利用のしやすさ、理解しやすさを考慮したシステムの構築を行ったように、八潮市立資料館もまたデジタルアーカイブと「れきナビ」との連携がその役割を担っている。この連携によって、幅広く地域の歴史や資料へ興味を引くことができるようになったと考える。

また最近では「れきナビ」に加えて公式Twitterとも連携し、デジタルアーカイブで注目してほしい資料や、季節にあった資料を紹介しており、徐々にそのような紹介サイトからデジタルアーカイブにアクセスする利用者も増えている。

3. 地域資料館におけるデジタルアーカイブ導入に際しての課題と展望

この章では、今後広く地域資料館にデジタルアーカイブが導入されるための課題と展望を述べていきたい。現実的な課題としては、「我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて」²²⁾で示されているように、予算が付かないこと・人員が不足していること・構築する技術がないということであろう。しかし、デジタルアーカイブを導入するための準備(目録の修正や画像の準備など)や情報収集は事前の取り組みとして可能と考える。そこでここでは、導入にあたり実務面に即した課題等を述べてみたい。

まず、デジタルアーカイブで公開するための目録の整備を課題として挙げる。八潮市立資料館がデジタルアーカイブを導入する際の最初の課題となった点であるが、職員内で使用するデータベースとしては重宝していたが、それを公開するとなれば利用者の検索のしやすさや目的の資料へのアクセスのしやすさも考慮しなくてはならない。八潮市立資料館では前章のように検索のしやすさと統一性を確保するための目録作成マニュアルを作成し、このマニュアルに準拠するように努めている。

同じく目録情報の公開に際しては、資料の閲覧制限についても地域資料館として特に配慮しなくてはならない。地域資料館が属している中小規模の自治体には、代々その地域で暮らしている住民も多い。そのような地域住民同士のつながりから、通常は特定できないであろう人物も見当が付いてしまう可能性がある。時の経過を考慮して一般市民の資料利用に供していくことも重要であるが、一方で掲載内容を確認しながら慎重に公開・非公開の判断をしなければならない。デジタルアーカイブはインターネットで場所・時間を問わず閲覧可能な環境だからこそ、なおこの判断は重要となる。前章でも取り上げているが、八潮市立資料館では公文書整理の担当職員が判断に迷うものに関しては、取りまとめ職員3名が判断し公開・非公開・一部非公開を決めており、なるべく多くの目が通るように対応している。

次いで館の課題でもあるが、デジタルアーカイブで定期的に資料公開を続けているものの、未だ公開できていない資料が多い。なかには閲覧制限のあるものも含まれているが、目録と資料の照合が終えられておらず公開できないものが多数である。現在デジタルアーカイブで公開している資料は所蔵する資料の一部となるため、「目的とする資料にアクセスしやすい」デジタルアーカイブとは必ずしも言えない。今後確認を終えた資料から少しずつ公開していく予定ではあるが、やはり移管・寄贈・寄託された際に作成する目録を、あらかじめ今後の公開を意識して作成する必要があると考える。

また目録を整備し資料検索を充実させる一方で、幅広く所蔵資料を周知する取り組みも併せて必要となる。本稿でも事例としてあげている久喜市の解説ページの充実や、宮代町の資料の見せ方の工夫、そして八潮市立資料館の「れきナビ」との連携のように、一般市民が興味を持ちやすいデジタルアーカイブの利用方法も検討する必要がある。さらにより幅広い層へ周知していくためには、ジャパンサーチや国立公文書館デジタルアーカイブ等との連携も視野に入れたい。八潮市立資料館でも令和4年(2022)2月より国立公文書館デジタルアーカイブ横断検索との連携を開始した。同システムとの連携により館の垣根を越えて検索することができ、地域資料館が有している豊富な資料をより多くの人々へ提供することが可能となった。

また、配信後の運用方針を検討しておくことにより、今後デジタルアーカイブへ継続的に資料やその解説等の更新が進められるため、より多くの情報を効率的に公開することができる。継続的な更新に関して言えば、デジタルアーカイブは導入し公開して終了ではなく、むしろその後いかに継続して更新を続けられるかということも重要である。「八潮市立資料館デジタルアーカイブ」は配信して約1年半となる現在(令和4年10月時点)も定期的なデータ更新を目標とし、システム面も変更や追加等を行っている。また不定期ではあるが公文書・古文書・写真のデータベースを担当する職員と全体を取りまとめる

職員で打ち合わせを行い、公開状況や懸案事項を共有している。

中小規模の自治体に属している地域資料館となれば、専門職としての業務以外に館を管理する業務や、本庁舎の業務など業務量が多いのは確かである。しかし、企画展の開催等にあわせて節目ごとにデジタルアーカイブの更新を続けることができれば、常に新しい情報を一般市民へと提供できる。デジタルアーカイブの定期的な更新や新しい情報の継続的な提供は、一般市民の「暮らしている地域の歴史を知りたい」という求めに応じることにつながり、地域資料館の目指すべき姿に少しでも近づくのではないかと考えている。

おわりに

本稿では今後広く地域資料館等においてデジタルアーカイブが導入され、公開が促進されるにあたっての課題とその改善策、そして今後の展望を考察してきた。

第1章では、地域資料館が目指すべき姿である、一般市民の「暮らしている地域の歴史を知りたい」という求めにいかに応じることができるかという点を、デジタルアーカイブの導入に反映させた際に重要となる事項を検討した。ここでは久喜市・宮代町のデジタルアーカイブを事例に一般市民が利用や理解のしやすいコンテンツの作成が必要となることを指摘し、さらに公文書館の視点として目的とする資料へのアクセス可能なシステムの構築が必要であるとした。

第2章では、八潮市立資料館におけるデジタルアーカイブ導入の背景を説明し、導入過程での課題と改善策を挙げた。1点目として旧データベースの目録表記の不統一により、デジタルアーカイブで検索をした際に不都合が生じてしまう恐れから、目録の公開を前提とした目録作成マニュアルの作成に至ったことを説明した。2点目は、くずし字で書かれている古文書・公文書等の資料を一般市民にわかりやすく提供する方法として、「れきナビ」等で一部資料の翻刻や解説を掲載し、その対応を担っていることを取り上げた。

最後に第3章では、将来的にデジタルアーカイブを導入する地域資料館等の施設が実務面において参考となるよう、八潮市立資料館や他館での導入事例を元に課題を挙げてみた。第2章で挙げた課題はもとより、国や県とは異なるベクトルで問題となる公開・非公開等の閲覧制限、デジタルアーカイブ導入後の継続性を取り上げ、今後の展望としてまとめた。

八潮市立資料館の場合は複合施設であることから、公文書館と博物館両方の機能に則したデジタルアーカイブ導入の検討が必要となった。特にデジタルアーカイブが有する目的の資料にアクセスすることが可能となる側面と、久喜市・宮代町の事例のように広く地域の歴史を周知することが可能な側面を重要視して、一般市民の「暮らしている地域の歴史を知りたい」という求めにいかに応じることができるかという点に対応しようとした。しかしすべて理想的に行うことができたわけではなく、導入時には課題もあり、現在もなお様々な課題やその改善を通して、館が目指すデジタルアーカイブに近づけるよう努めている。

地域資料館におけるデジタルアーカイブは、地域資料館が目指すべき姿を資料の公開や検索という面から応じることができるシステムと言える。またシステムの導入にあたっては、本稿が少しでも参考となれば幸いである。将来的には多くの地域資料館がデジタルアーカイブを導入し、一般市民によるいっそうの地域資料の利活用が図れることを期待したい。

[附記]

本稿は、国立公文書館令和3年度アーカイブズ研修Ⅲで提出した修了研究論文を一部改稿したものである。また執筆にあたっては、久喜市公文書館の栗原史郎氏、宮代町郷土資料館の横内美穂氏より貴重な御教示を賜った。末筆ながら、御礼申し上げたい。

注

- 1) 総務省「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」https://www.soumu.go.jp/main_content/000153595.pdf, 令和4年9月1日閲覧.
- 2) 本稿では人口50万人以下の地方自治体を示す。
- 3) デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会「我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/pdf/r0208_3kanen_houkoku_honbun.pdf, 令和4年9月1日閲覧.
- 4) デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会, 前掲報告書3) pp.13-14
- 5) 「八潮市立資料館デジタルアーカイブ」https://www.i-repository.net/il/meta_pub/G0000748yashioudan, 令和4年9月12日閲覧.
- 6) 「デジタルアーカイブ」は、図書館における蔵書検索システムに近いもの、博物館におけるデジタルミュージアムのようなものと、その形態は様々である。本稿で取り上げる「デジタルアーカイブ」は、目録情報と画像コンテンツが紐づけられ、検索機能を有し、一般市民への利活用に特化したものとした。
- 7) 遠藤忠「地域文書館の機能」『八潮市史研究』第10号, 1995.
- 8) 久喜市立郷土資料館学芸員栗原史郎氏(現久喜市公文書館学芸員)の御教示による(令和3年9月28日)
- 9) 「久喜市デジタルアーカイブ」<https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11C0/WJJS02U/1123215100>, 令和4年9月12日閲覧.
- 10) 宮代町郷土資料館学芸員横内美穂氏の御教示による(令和3年9月28日)
- 11) 「宮代町デジタル郷土資料」<https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11C0/WJJS02U/1144205100>, 令和4年9月12日閲覧.
- 12) 「八潮市立資料館基本構想」『八潮市立資料館概要 平成8年度』, 1996.
- 13) 高山治「八潮市立資料館の活動」『アーカイブズ』第43号, 2011.
- 14) 前掲報告書12)
- 15) 旧三村(八條村・潮止村・八幡村)および合併後の八潮村、八潮町で作成された歴史公文書
- 16) 平成元年12月4日教育長訓令第1号「八潮市立資料館指定文書に関する規程」第2条において以下の通り定められる文書
 - (1) 閲覧により、人権侵害のおそれがある個人に関する文書
 - (2) 閲覧により、人の生命、身体又は財産の保護に支障を及ぼす文書
 - (3) 閲覧により、市の事務事業の執行に係る公正な意思決定に支障を生じ、又は当該事務事業の執行を困難にする文書
 - (4) 閲覧により、法人その他団体に関する文書又は個人の事業に関する文書であって、当該法人等に不利益を与える文書
 - (5) 閲覧により、犯罪の捜査、争訟又は行政上の義務違反の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす文書
 - (6) 法令又は条例の規定により、閲覧させることができない文書
 - (7) 主務課長又は文書担当課長から、閲覧させないよう制限された文書
 - (8) 文書が作成され、又は收受された日の属する年度の終了した日の翌日から起算して、30年を経過して

いない文書又は50年を経過していない人事関係文書

(9) その他八潮市立資料館長(以下「館長」という。)が特に定めた文書

17) 「れきナビーやしお歴史事典」<http://yashio-rekinavi.com/reki-navi/index.php>, 令和4年9月12日閲覧.

18) 公文書(簿冊)目録は、各閲覧制限に併せて以下のような制限区分を設けている。

(閲覧制限「公開」)

- 簿冊すべて「公開」

(閲覧制限「非公開」)

- 簿冊全て「非公開」
- 30年原則に抵触

(閲覧制限「一部非公開」)

- 簿冊の一部に「非公開」の件名あり
- 簿冊の一部に「部分公開」の件名あり
- 簿冊の一部に「非公開」と「部分公開」の両方の件名あり
- 簿冊すべて「部分公開」

(閲覧制限「要審査」)

- 「審査」としている件名あり

19) 前掲規定16)

20) デジタルアーカイブで検索した際に、検索結果画面や詳細画面に掲載される年月日項目のこと。

21) 年月日を8桁の数字で表し、年代で並べ替えるための項目。(例) 令和4年1月31日は20220131となる。

22) デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会, 前掲報告書3) pp.13-14